掛 川 市 公 告

掛川市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項で準用する第11条第１項の規定に基づき公告し、変更する農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記１により縦覧に供します。

この農業振興地域整備計画の変更案において、掛川市の住民（掛川市内に事務所を有する法人を含む。）で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、下記２により掛川市に意見書を提出することができます。

また、変更する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案において、農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）で、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記３により掛川市に異議を申し出ることができます。

平成26年10月３日

掛川市長　松　井　三　郎

記

１　農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年10月３日から平成26年11月４日まで

(2) 縦覧場所

掛川市役所

掛川市長谷一丁目１番地の１

２　意見書の提出

(1) 提出先

掛川市役所環境経済部農林課（掛川市長谷一丁目１番地の１）

(2) 提出方法

提出先において配布する意見書の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出してください。

(3) 提出期限

平成26年11月４日

(4) 提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法及び提出期限を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書についてはその要旨を取りまとめ、処理結果を農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

３　異議の申出

(1) 申出先

掛川市役所環境経済部農林課（掛川市長谷一丁目１番地の１）

(2) 申出方法

申出先において配布する異議申出書様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により申し出てください。

(3) 申出期限

平成26年11月19日

(4) 提出にあたっての注意事項

申出先、申出方法及び申出期限を遵守してください。